

クレーン・足場作業の落とし穴！ 配電線への接触・感電災害を防ぐ

見上げて確認、離れて安全！



配電線に接近
すると

感電の危険！

近すぎる！



電線に触れなくても

感電する

おそれがあります！



電線に被覆があっても

感電する

おそれがあります！

配電線路の電圧	最小離隔距離※	推奨離隔距離
低圧線 100V・200V	1.0m	2.0m
高圧線 6,600V	1.2m	2.0m

※労働基準局長通達・基発第 759 号



接触・接近は絶対ダメ！

一瞬で感電し、**命**を奪う
重大災害につながります。

- クレーンのブーム
- 足場・資材の先端
- 体や工具など

すべてが 危険です！



作業足場での感電死亡事例



高圧線に接触



低圧引込線に接触

こうなってからでは遅いです！

作業員を感電から守るのは 事業者の責務です！

労働安全衛生規則 第 349 条

高圧・低圧の充電電線に労働者が接触する恐れがあるときは、「電線の移設」「感電防止の囲い設置」「絶縁用防護具（防護管など）の装着」などの措置を講じなければなりません。

（第 570 条 足場の設置時も同様の移設または防護が必要）

労働基準局長通達・基発第 759 号

クレーンや車両系建設機械等を使用する際、架空電線に接触する危険があるときは、「監視人の配置」や「動作制限用具の設置」などの措置を講じなければなりません。

 **ほくでんネットワーク**

現場を守る！ 具体的な対策と賠償リスク

監視人の役割

- 電線との距離確認
- 作業者への合図
- 危険の早期発見

離隔を確保!

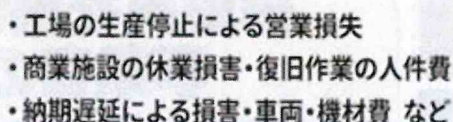
上げるよ!



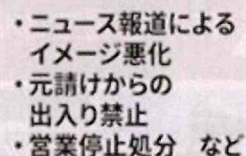
電線に近接する作業がある場合は、作業や仮足場設置前に、お近くのほくでんネットワーク、または取引先の電気工事店へご相談ください。

停電発生時の損害賠償リスク

周辺企業への賠償



企業の社会的信用失墜



作業は安全が最優先！
ルールを守って、無事故・無災害で

電線に近接する作業がある場合のご相談
 ほくでんネットワーク 遠軽ネットワークセンター
 電話 0158-42-2185